

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第23号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県県税規則の一部改正)

第1条 新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(普通徴収に係る県税の変更等) 第44条 局長は、普通徴収に係る県税の賦課を変更し、又は取り消した場合(審査請求に対する裁決により取り消した場合を除く。)においては、その旨を通知するものとする。	(普通徴収に係る県税の変更等) 第44条 局長は、普通徴収に係る県税の賦課を変更し、又は取り消した場合(不服申立てに対する <u>決定又は裁決</u> により取り消した場合を除く。)においては、その旨を通知するものとする。

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(不服の申立て) 第31条 法第94条第1項の規定により不服の申立てをしようとする者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条及び第19条の規定により審査請求書を新潟県建築審査会(不作為についての審査請求にあつては、新潟県建築審査会又は知事)に提出しなければならない。	(不服の申立て) 第31条 法第94条第1項の規定により不服の申立てをしようとする者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条及び第15条の規定により審査請求書を <u>正副2通</u> 新潟県建築審査会に提出しなければならない。

(公害防止事業費事業者負担法施行細則の一部改正)

第3条 公害防止事業費事業者負担法施行細則(昭和47年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
	(通知) 第3条 法第9条及び第10条の規定による事業者負担金の額の決定通知は別記第1号様式により、変更通知は別記第2号様式により行なう。

<p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(共同納付の申出)</p> <p>第5条 法第13条の規定による共同納付の申出は、<u>別記様式により行うものとする。</u></p> <p>(共同納付の承認)</p> <p>第6条 前条の規定による申出があつた場合で、納付の方法が確実なものであり、かつ、その方法により完納できると認めるときは、承認の通知をするものとする。</p> <p><u>別記様式</u> (第5条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(共同納付の申出)</p> <p>第6条 法第13条の規定による共同納付の申出は、<u>別記第3号様式により行なうものとする。</u></p> <p>(共同納付の承認)</p> <p>第7条 前条の規定による申出があつた場合で、納付の方法が確実なものであり、かつ、その方法により完納できると認めるときは、<u>別記第4号様式により承認の通知をするものとする。</u></p> <p>別記</p> <p><u>第1号様式</u> (第3条関係) 公害防止事業費事業者負担額決定通知書 (略)</p> <p><u>第2号様式</u> (第3条関係) 公害防止事業費事業者負担額変更通知書 (略)</p> <p><u>第3号様式</u> (第6条関係) (略)</p> <p><u>第4号様式</u> (第7条関係) 共同納付申出承認書 (略)</p>
---	--

(新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年新潟県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 <u>削除</u></p>	<p><u>(措置命令)</u></p> <p>第6条 <u>条例第17条第5項の規定により、販売等制限図書類の陳列の場所又は方法の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第9号様式により行うものとする。</u></p>

(推奨の申出)

第18条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第13条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第16号様式により申し出ることができる。

第8号様式 (略)

第9号様式から第11号様式まで 削除

第16号様式 (第18条関係)

(略)

の推奨について (申出)

下記 について、新潟県の推奨を受けたいので、新潟県青少年健全育成条例施行規則第

2 条例第18条第6項の規定により、広告類の撤去、内容の変更その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第10号様式により行うものとする。

3 条例第23条第3項の規定により、販売等制限図書類又は販売等制限がん具類の撤去その他必要な措置をとることを命ずるときは、別記第11号様式により行うものとする。

(指定又は取消しの通知)

第18条 条例第33条ただし書に規定する通知は、別記第16号様式により行うものとする。

(推奨の申出)

第19条 興行を主催する者、図書又はがん具を取り扱うことを業とする者、放送の事業者等は、条例第13条の規定による推奨を受けようとするときは、別記第17号様式により申し出ることができる。

第8号様式 (略)

第9号様式 (第6条関係)

(略)

第10号様式 (第6条関係)

(略)

第11号様式 (第6条関係)

(略)

第16号様式 (その1) (第18条関係)

観覧等制限興行

販売等制限図書類

掲示等制限広告類の指定について (通知)

販売等制限がん具類

(略)

第16号様式 (その2) (第18条関係)

観覧等制限興行

販売等制限図書類

掲示等制限広告類の指定の取消しについて (通

販売等制限がん具類

知)

(略)

第17号様式 (第19条関係)

(略)

の推奨について (申出)

下記 について、新潟県の推奨を受けたいので、新潟県青少年健全育成条例施行規則第

18条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。
(略)

19条の規定により、関係書類を添えて申し出ます。
(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。